

## 市税滞納整理強化中!!

### 県と合同での滞納処分を実施



※病气や失業などで納付が困難な事情などがある場合は、税務課収税係までご相談ください。

税負担の公平性と市の貴重な財源を確保するため、今年度は熊本県との併任徴収を行い、督促文書や電話などによる再三の催告にもかかわらず市税を納付されない滞納者に対し、家宅搜索を行い、財産調査や換価可能な不動産の差押えを強化しています。

差押ええた動産は、公売会やインターネット公売(官庁専用)にて売却し、売れた金額を滞納税に充当します。

平成22年度の差押実績  
(平成22年10月現在)

差押内容	件数
不動産	32
給与	57
預金	71
生命保険	4
国税還付金	10
自動車	1
動産(搜索)	10
その他	19



▲自動車の差押え(タイヤロック)も実施しています。



滞納者宅を搜索し、差押えた物品(テレビ、DVDレコーダー他)

#### 【差押の一例】

市では家宅搜索(動産差押)のほか、左記の差押えを実施しています。

- 預貯金の差押  
銀行口座などの預貯金を差押え、滞納税金へ充てます。
- 給与の差押  
勤務先を調査し給与を差押えます。
- 不動産の差押  
自宅や土地などの不動産を差押えて公売します。
- 自動車・バイクの差押  
タイヤロックなどで使用が出来ない状態にし、その後公売します。
- 生命保険の差押  
保険金や強制解約による解約返戻金を滞納税金へ充てます。
- その他差押  
換価(売却)出来るものは差押えの対象となります。※差押禁止財産を除く。

市では、12月を「市税滞納整理推進強化月間」と定め、滞納者に対する納付指導を強化するなど、滞納整理を積極的に推進していく予定です。

これにあわせて、夜間納税窓口を開設する計画もたてております。(相談者の方は、プライバシー保護のため個室もあります) 詳しい期間や時間等は決まり次第お知らせ致します。

〈問い合わせ先〉 税務課 収税係 ☎ 22-3148

## みなさん!ご自身の固定資産について しっかりと把握をされていますか?



- 家屋の新築、増築、滅失
- 未登記家屋の売買、贈与等による所有権移転
- 家屋の用途変更 (住宅から店舗への変更など)
- 土地の利用状況の変更 (地目の変更など)

固定資産税(土地・家屋・償却資産)は、毎年1月1日現在、所有者として登記(登録)されている方に課税されます。

しかしながら、家屋の滅失もれや未登記家屋の所有権移転などについては、適正に把握することが困難なため、課税誤りや課税もれとなつている可能性があります。

税務課及び各支所にて『名寄帳証明書』を取得されるか、毎年5月に送付する『固定資産税納税通知書』の課税明細書をご覧になり、ご自身の固定資産との照合をお願いします。

また、平成22年中において次に該当する物件がありましたら、お手数ですが税務課資産税係までご連絡下さい。

〈問い合わせ先〉 税務課 固定資産税係 ☎ 22-3148